

# 認定農業者農地集積助成金（農地中間管理事業）

- ・ 目的 : 認定農業者の経営規模維持、遊休農地発生防止（経過措置）
- ・ 対象者 : 市内に住所を有する認定農業者で「農地中間管理事業の推進に関する法律」による賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた者
- ・ 交付条件 : ①賃借権又は使用貸借による権利の設定  
（再設定のみ。新規に追加された農地は対象外）  
②賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける農地が佐世保市内かつ農振地域）  
③激変緩和措置のため、対象農地につき1回のみ交付  
④12月までに申請手続きを終えたものかつ、2月に県知事の認可を受けたもの
- ・ 助成額 : 【再設定】農地10アール当たり2,000円  
※助成額の上限 年間 500,000円
- ・ 終期 : 要綱については令和7年度から9年度までとする。
- ・ 予算 市単独 令和7年度 1,520千円  
※参考 令和6年度 【予算】 1,599千円

# 認定農業者農地集積助成金(支給までの流れ)

申請 (12月まで)

知事の認可 (2月まで)

認定農業者農地集積助成金の対象者選定 (2月中旬)

対象者へ「認定農業者農地集積助成金交付申請書兼請求書」(様式1)及び「各筆明細書」(様式2)を送付  
提出期限：2月末

内容を審査し、「認定農業者農地集積助成金 交付決定通知書」(様式3)を送付及び振込処理

集積・配分一括方式 (様式第5-2号)

(様式3)

(様式1)

(様式2)